

2023年4月1日改訂

住居確保給付金のしおり

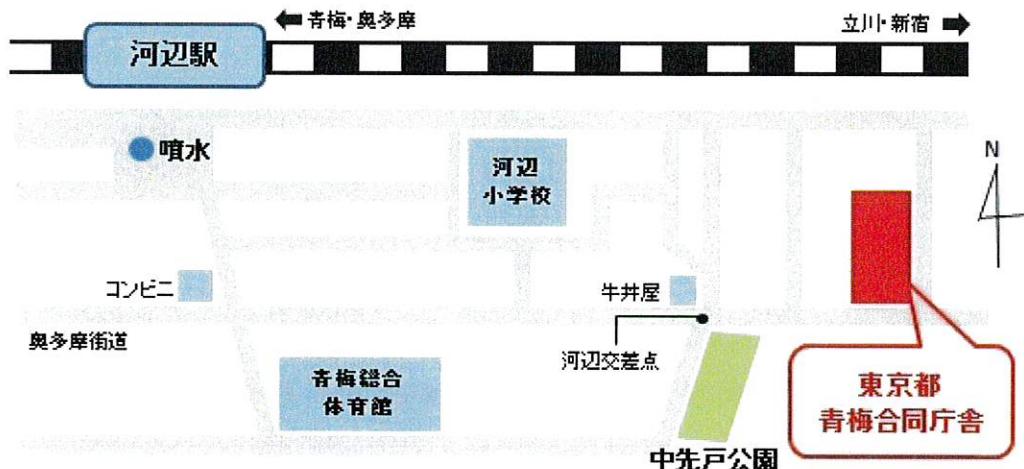
～ 離職により住居を喪失又は喪失するおそれのある方へ ～

西多摩くらしの相談センター

〒198-0036 青梅市河辺町 6-4-1 青梅合同庁舎 1 階

TEL 0428-25-3501 /FAX 0428-25-3502

◇相談受付時間 平日 9:00~17:00



1 住居確保給付金とは

離職・廃業(2年以内、条件により4年以内)、又は休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にあり、住居を喪失した方、又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金(支給上限あり)を支給するとともに、西多摩くらしの相談センター(以下、センター)による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

2 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① ア、イのどちらかに該当する方

ア. 離職・廃業後、2年以内の方(但し、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により、離職または廃業から2年以上経過している場合は、当該事情に該当することの事実を証明することができる書類状況により最長4年)

イ. 個人の責めに帰すべき理由によらない就業機会などの減少により、就労の状況が離職・廃業の場合と同等程度の状況である方

(※ イ.に該当する方は次の②の要件は除きます。)

具体的には **6 住居確保給付金受給中の求職活動要件**を参照

② 公共職業安定所等に求職申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職(期間の定めのない又は6箇月以上の雇用期間を定めているものをいう)を目指した就職活動※を意欲的に行う者であること。
※具体的には **6 住居確保給付金受給中の求職活動要件**を参照

③ 離職前又は休業等により収入が減少し離職等と同程度の状態になる前に、主たる生計維持者(自らの労働で賃金を得て主として世帯の生計を維持する方)であったこと。
なお、離婚などにより申請時に主たる生計維持者となった方も含む。

④ 経済的に困窮し、住宅を喪失していること又は喪失するおそれがあること(賃貸住宅等に入居している方を「喪失するおそれがある」とみなします)

⑤ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に居住し生計を一にする者(原則22歳以下かつ就学中の子の収入は除く)の収入合計(※1)が次の収入基準額(※2)未満であること。失業等給付、年金等についても平均額を収入として算定します。

※1:収入合計とは、給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額(ただし交通費支給額は除く。)とする。また、自営業の場合は、事業収入(経費を差し引いた控除後の額)をいう。

※2:収入基準額とは、次のページに記載する基準額に家賃額(※次ページ参照)を合算した額をいう。

«瑞穂町にお住まいの場合»

| 区分 | 月 収 入 基 準 額 |
|------|------------------------------|
| 単身世帯 | 基準額(81,000円)に家賃額(※)を加算した額未満 |
| 2人世帯 | 基準額(123,000円)に家賃額(※)を加算した額未満 |
| 3人世帯 | 基準額(157,000円)に家賃額(※)を加算した額未満 |
| 4人世帯 | 基準額(194,000円)に家賃額(※)を加算した額未満 |

«日の出町、檜原村、奥多摩町にお住まいの場合»

| 区分 | 月 収 入 基 準 額 |
|------|------------------------------|
| 単身世帯 | 基準額(78,000円)に家賃額(※)を加算した額未満 |
| 2人世帯 | 基準額(115,000円)に家賃額(※)を加算した額未満 |
| 3人世帯 | 基準額(140,000円)に家賃額(※)を加算した額未満 |
| 4人世帯 | 基準額(175,000円)に家賃額(※)を加算した額未満 |

5人世帯以上の方は別途お尋ねください。

※家賃額とは賃貸契約の実家賃額(共益費などを除く)をいう。ただし、下記の額までとする。

瑞穂町:単身世帯 45,000円、2人世帯 54,000円、3人~5人世帯 59,000円

日の出町:単身世帯 53,200円、2人世帯 63,700円、3人~5人世帯 69,200円

檜原村、奥多摩町:単身世帯 40,900円、2人世帯 49,000円、3~5人世帯 53,200円

※上記収入基準額を超えている場合であっても、離職や失業給付終了等、翌月から上記の収入基準額に該当することが提出資料等により当該事実を証明可能な場合は対象となる場合があります。

- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に居住し生計を一にする者の預貯金・現金の合計が各世帯区分の基準額×6(ただし100万円未満のものとする)以下であること。
- ⑦ 国の雇用施策による給付等又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に居住し生計を一にする者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に居住し生計を一にする者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

3 支給金額と支給期間等

(1) 支給金額

«瑞穂町にお住まいの場合»

| 区分 | 支給上限額 | 支給額の計算式 |
|---------|----------|---|
| 単身世帯 | 45,000 円 | 収入が基準額 81,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額) |
| 2人世帯 | 54,000 円 | 収入が基準額 123,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額) |
| 3人～5人世帯 | 59,000 円 | 収入が世帯人数区分における基準額(2 の⑥)を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額) |

«日の出町にお住まいの場合»

| 区分 | 支給上限額 | 支給額の計算式 |
|---------|----------|---|
| 単身世帯 | 53,200 円 | 収入が基準額 78,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額) |
| 2人世帯 | 63,700 円 | 収入が基準額 115,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額) |
| 3人～5人世帯 | 69,200 円 | 収入が世帯人数区分における基準額(2 の⑥)を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額) |

«檜原村、奥多摩町にお住まいの場合»

| 区分 | 支給上限額 | 支給額の計算式 |
|---------|----------|---|
| 単身世帯 | 40,900 円 | 収入が基準額 78,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額) |
| 2人世帯 | 49,000 円 | 収入が基準額 115,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額) |
| 3人～5人世帯 | 53,200 円 | 収入が世帯人数区分における基準額(2 の⑥)を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額) |

※1 支給額の計算式によって 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り上げて計算します。また、支給額が 100 円未満であるときは 100 円を支給します。

※2 家賃額とは賃貸契約の実家賃額(共益費などを除く)をいう。

(2)支給開始

申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。

(3)支給期間

原則3ヶ月間

※支給期間の延長について

「6 住居確保給付金受給中の義務」に規定する就職活動を誠実に継続していたこと、かつ、延長申請時に対象者要件を満たしている場合には、申請により3箇月毎に支給期間を2回まで延長することができます(その支給額は延長申請時の収入に基づいて算出される金額となります)。

(4)支払方法

西多摩福祉事務所から「住宅の貸主」又は「貸主から委託を受けた事業者」の銀行口座に振り込みとなり、原則申請者への口座には振り込めません。ただし、納付書等で家賃をお支払いの場合はご相談ください。

(5)支給額の変更

決定後、3ヶ月間は支給額の変更は行いません。

※ただし、下記の場合に限り受給者からの変更申請があった場合は変更となります。

- ①住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃が変更された場合
- ②世帯収入額が基準を下回った場合で、かつ支給額が上限額に達していない場合
- ③借主の責によらず転居せざるを得ない場合

(6)その他

新規に住宅を賃貸し入居する住宅の家賃は、住居確保給付金の家賃基準額以下のものに限ります。

4 住居確保給付金の申請にあたっての必要書類など

ア. 離職・廃業後、2年以内の方の場合

①住居確保給付金申請書

②住居確保給付金申請時確認書

③本人確認書類

1点でよいもの：運転免許証、一般旅券(パスポート)、マイナンバーカードなど

2点必要なもの：健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し、通知カードなど

④離職関係書類

2年以内に離職したことが確認できる書類

例)失業給付対象者は雇用保険受給資格者証

※離職票等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳など、離職者であることが確認できる何らかの書類

※自営業の場合は廃業届などの書類

離職などと同じ程度の状況であることがわかる書類

例)休業やシフトの減少がわかる文書、収入が明らかに減った給与明細書 など

⑤収入関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族で収入がある者について、全ての収入について確認できる書類

※毎月の収入額に変動がある場合は、直近3箇月分の収入を確認し平均額を収入とします。

⑥預貯金(外貨預金・証券・暗号資産なども含む)関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の全ての通帳

※申請日現在の残高が確認できるよう最新の記帳をしてください。

※直近3箇月分の記載が確認できるようご用意ください。

※通帳のないネットバンキング等の取引明細も含みます。

※通帳のいずれにも公共料金・家賃等の引き落としの記載が無い場合は、公共料金・家賃等の支払いについて領収書等で確認をさせていただきます。

⑦住宅関係書類

入居住宅に関する状況通知書、賃貸借契約書

⑧公共職業安定所関係書類

求職受付票(ハローワークカード)、求職申込み・雇用施策利用状況確認票

※書類はすべて原本をご用意ください。

※上記①、②ならびに⑦入居住宅に関する状況通知書はセンターにてお渡しが可能です。

※住居喪失の方は別途確認等がありますので、センターまでご連絡ください。

イ. 休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状態にある方の場合

①住居確保給付金申請書

②住居確保給付金申請時確認書

③本人確認書類（次の本人確認書類のいずれか）

1点でよいもの：運転免許証、一般旅券（パスポート）、マイナンバーカードなど

2点必要なもの：健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し、通知カードなど

④休業等により収入が減少し就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

例)雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等

⑤収入関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族で収入がある者について、全ての収入について確認できる書類

※毎月の収入額に変動がある場合は、直近3箇月分の収入を確認し平均額を収入とします。

⑥預貯金関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の全ての通帳

※申請日現在の残高が確認できるよう最新の記帳をしてください。

※直近3箇月分の記載が確認できるようご用意ください。

※通帳のないネットバンキング等の取引明細も含みます。

※通帳のいずれにも公共料金・家賃等の引き落としの記載が無い場合は、公共料金・家賃等の支払いについて領収書等で確認をさせていただきます。

⑦住宅関係書類

入居住宅に関する状況通知書、賃貸借契約書

※書類はすべて原本をご用意ください。

※上記①、②ならびに⑦入居住宅に関する状況通知書はセンターにてお渡しが可能です。

※住居喪失の方は別途確認等がありますので、センターまでご連絡ください。

5 住居喪失者の入居住宅の確保について

- (1)不動産業者等で入居可能な物件が見つかった場合は「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項を記入してもらい、センターに提出し「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付を受けます。
- (2)社会福祉協議会に初期費用の貸付申込みを行う場合は、その申込みを行い、貸付日を確認して、入居日を設定します。また、賃貸契約は、停止条件付契約（「本契約は初期費用の振り込みを確認した日をもって契約の効力を発生する」旨を追記されたもの）を締結します。
- (3)初期費用の貸付が決定し、振込み入金が確認されると不動産業者等から住宅の鍵が渡され入居となります。住宅入居後に、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して、「住宅確保報告書」を7日以内にセンターに提出します。

6 住居確保給付金受給中の求職活動要件

本給付金受給期間中は、センターがプランを策定し、就労等の支援を行います。

また、以下の求職活動要件※があります。

※活動要件については、【2-①-ア】離職・廃業の方で新規に就労を目指す方、
【2-①-イ】離職・廃業と同程度の状況にある方で事業の再生を目指す方で異なります。

【2-①-ア】離職・廃業の方で新規に就労を目指す方（常用就職を目指す求職活動）

(1)センターの支援専門員等による面接等の支援を受けること

原則毎月4回以上、センターの支援専門員に対し、「職業相談確認票」を提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、他の就職活動の状況を「住居確保給付金 常用就職活動報告書」等により報告していただきます。

(2)ハローワークで支援をうけること

毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受け、「職業相談確認票」に相談日、担当者名、支援内容の記入をしてもらい、確認印をもらいます。

(3)求人先への応募

原則毎週1回以上、求人先への応募、又は求人先の面接等を受ける就職活動をしていただきます。

【2-①-イ】 離職・廃業と同程度の状況にある方で事業の再建を目指す方

(1)センターの支援専門員等による面接等の支援を受けること

原則毎月4回以上、センターの支援専門員と面談し、「自立に向けた活動状況報告書」を活用して、状況を報告していただきます。

(2)経営相談先での相談を行うこと

原則毎月1回以上、経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動状況報告書」に自ら記載していただきます。

(3)「自立に向けた活動計画」を作成する

経営相談先の助言のもと、「自立に向けた活動計画」を作成し、センターへ報告していただきます。また、月1回以上は当該計画に基づく取り組みを行っていただきます。

※経営相談先から公共職業安定所などでの求職活動等を行うことが適當と助言を受けた場合、【2-①-ア】(2)による求職活動を行っていただきます。

7 受給中に常用就職した場合の届出

常用就職の報告

支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6箇月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は、「常用就職届」をセンターへ提出していただきます。

常用就職届を提出した場合は、以後センターに対して就職先での収入額を確認できる書類を毎月提出します。

8 支給を中断する場合

(1)支給の中断

住居確保給付金受給中に疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合は、本人の状況及び意思により、住居確保給付金の支給を中断します。心身の回復後に求職活動を再開し、支給要件に該当する場合は、本人申請により住居確保給付金の支給を再開することができます。

(2)手続き等

①疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となり、支給の中止を希望する場合は、センターへ相談し、「住居確保給付金支給中止届」及び疾病または又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書(医師の交付する診断書等)を提出してください。

②中断期間中は、原則として毎月1回、面談、電話等により体調及び生活の状況についてセンターに報告をしてください。

③住居確保給付金の支給再開を希望する方は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届」をセンターへ提出してください。

9 支給を中止する場合

住居確保給付金は以下の各項目に該当する場合に支給を中止します。

① 支給決定後、「6 住居確保給付金受給中の求職要件」による求職活動を怠った場合。

②受給者が常用就職(支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む)等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合。

③受給者が常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合。

④支給決定後、住宅の貸主等の責によらずに住宅を退去した場合。

⑤支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。

⑥支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処せられた場合。

⑦支給決定後、受給者又は受給者と生計を一とする同居の親族が暴力団員と判明した場合。

⑧受給者が生活保護費を受給した場合。

⑨「8 支給を中断する場合」の中止した場合において、中止を決定した日から2年を経過した場合。

⑩「8 支給を中断する場合」の中止期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合。

⑪受給者の死亡など、支給をすることができない事情が生じたとき。

10 住居確保給付金を返還していただく場合

住居確保給付金受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給された給付の全額又は一部について返還する義務を負うことになるとともに、以降の給付も中止となります。

11 その他

(1)再支給

住居確保給付金の支給を受けて常用就職した後に、新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)、廃業(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。)等により、再び本給付金支給要件に該当する場合については、「3.支給金額と支給期間等」により本給付を再支給することができます。

※従前の受給中に「9 支給を中止する場合」の要件(③、⑧、⑨は除く)に該当し、中止になった場合は再支給できません。

※従前の支給が終了した翌月から起算して1年を経過しないと再支給できません。

(2)暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

住居確保給付金の手続きや振込先などの不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有すると確認された場合は、住居確保給付金の関係書類の受取りを拒否、又は給付振込を中止します。

※社会福祉協議会の貸付について

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。住宅を喪失した方で、この「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方については、社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」等を活用することができます。

貸付の詳細は、お住まいの地域の社会福祉協議会にお問い合わせください。

瑞穂町：瑞穂町社会福祉協議会 042-557-0159

東京都西多摩郡瑞穂町石畑 2008 番地（ふれあいセンター1階）

日の出町：日の出町社会福祉協議会 042-597-4848

東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780

檜原村：檜原村社会福祉協議会 042-598-0085

東京都西多摩郡檜原村 2717（檜原村やすらぎの里）

奥多摩町：奥多摩町社会福祉協議会 0428-83-3855

東京都西多摩郡奥多摩町氷川 199（福祉会館内）